

労働政策審議会 職業能力開発分科会 若年労働者部会

1 設置目的

【職業能力開発分科会運営規程第6条】（要旨）

以下に係る事項の審議をさせるため、若年労働者部会を置く。

- 勤労青少年福祉法第6条第1項に規定する「勤労青少年福祉対策基本方針」の策定に関する事項
- 勤労青少年福祉の増進に関する専門の事項
- その他若年者の職業能力開発に関する事項

※ 平成17年、従前の「勤労青少年部会」の審議事項に、「その他若年者の職業能力開発に関する事項」を追加し、名称を「若年労働者部会」に変更。

2 委員の任期について

就任の日から2年間（ただし、再任を妨げない。）

3 今後の開催予定

平成25年3月25日に開催予定

4 過去の開催状況

●第6回 平成22年 9月 1日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針策定に向けた検討の論点について

●第7回 平成22年 12月 3日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針の骨子案について

●第8回 平成23年 2月 2日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針の原案について

●第9回 平成23年 3月 28日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針（案）の諮問について ※同日付答申

●第10回 平成24年 2月 1日

- 第9次勤労青少年福祉対策基本方針の進捗状況について

※ 参考

【第9次勤労青少年福祉対策基本方針要旨】

社会、経済の変化、少子化の進行や青少年人口の減少に加え、若年失業者、フリーター、ニート等が依然多数に上る現状にかんがみ、青少年の積極的な社会参加、長期的なキャリア形成・職業能力開発等を促進するとともに、青少年を支える社会的ネットワークを整備し、勤労青少年福祉対策の一層の推進を図る。

- ・ 運営期間：平成23年度～平成27年度（5か年）。
- ・ 対象者：35歳未満（ただし30歳台後半の者の活用を妨げない）

労働政策審議会 職業能力開発分科会 若年労働者部会

(平成25年3月25日現在)

【公益委員】

- | | | | | |
|----|----|----|-----|------------------------|
| こ | すぎ | れい | こ | 独立行政法人労働政策研究・研修機構統括研究員 |
| 小 | 杉 | 礼 | 子 | |
| げん | だ | ゆう | し | 東京大学社会科学研究所教授 |
| 玄 | 田 | 有 | 史 | |
| ◎ | せい | け | あつし | 慶應義塾長 |
| | 清 | 家 | 篤 | |

【労働者代表】

- | | | | | |
|----|----|-----|-------------------------|------------------------|
| あお | き | たけし | 全国ガス労働組合連合会書記長 | |
| 青 | 木 | 健 | | |
| すぎ | やま | とよ | 日本労働組合総連合会総合労働局雇用法制対策局長 | |
| 杉 | 山 | 豊 | 治 | |
| さ | さ | き | みどり | 日本労働組合総連合会総合組織局連帯活動局次長 |
| 佐 | 々 | 木 | 緑 | |

【使用者代表】

- | | | | | |
|----|----|----|---|--------------------------|
| えん | どう | かず | お | 一般社団法人 日本経済団体連合会労働政策本部主幹 |
| 遠 | 藤 | 和 | 夫 | |
| す | わ | たか | こ | ダイヤ精機(株)社長 |
| 諏 | 訪 | 貴 | 子 | |
| なか | ざわ | よし | み | 全国中小企業団体中央会振興部長 |
| 中 | 澤 | 善 | 美 | |

(各側五十音順)

<◎…部会長>